

令和7年度 第2回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

次 第

日 時：令和8年3月16日（月）

18：30～20：00

場 所：埼玉会館6D会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 今後のスケジュールについて

(2) 第8期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策の選定について

4 そ の 他

5 閉 会

(配布資料一覧)

次第、座席表、委員名簿

資 料 1 今後のスケジュール

資 料 2 令和6年度～令和7年12月末までにいただいた御意見

資 料 3 第7期埼玉県障害者支援計画（抜粋）

参考資料 1 令和5年度提出意見書

参考資料 2 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

参考資料 3 埼玉県手話言語条例

今後のスケジュール

	手話環境整備施策推進懇話会	事務局	障害者施策推進協議会 (第8期障害者支援計画策定)
R8年3月	《令和7年度第2回懇話会》 ○第8期障害者支援計画に盛り込む 主な施策の選定		
4月		施策の内容・担当課の整理	
5月	意見照会	「意見書案」の送付	
6月			《第1回障害者施策推進協議会》 第8期障害者支援計画 素案骨子 作成
7月		適宜修正	
8月	《令和8年度第1回懇話会》 ○「意見書」の確定		
9月	「意見書」の提出		《第2回障害者施策推進協議会》 第8期障害者支援計画 案 作成
10月			
11月			社会福祉審議会・障害者自立支援協議会 《第3回障害者施策推進協議会》
12月			知事報告
R9年1月			県民コメントの実施
2月			《第4回障害者施策推進協議会》
3月	《令和8年度第2回懇話会》 ○策定計画の報告		埼玉県議会・常任委員会へ計画案報告 知事決裁(計画策定)

令和6年度～令和7年12月末までにいただいた御意見

※ → 第7期障害者支援計画関連施策番号

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

【手話を学ぶ機会の確保等】

148

① 聴覚障害者の特性や手話が言語であることの理解促進を含めた、自治体職員以外の民間施設、病院職員、福祉施設職員に対する手話講習会を充実させる。

- ・ 病院職員向け講習会では、手話言語、聴覚障害や特性についての理解、受診時及び入院時の配慮に関する講義を入れる。
- ・ 福祉施設職員向け講習会では、手話言語についての理解、聴覚障害の特性に配慮した支援の在り方等に関する講義を入れる。
- ・ 警察や消防の職員、県立の施設職員などを対象とした手話講習会の開催を検討する。また、その際には、ろう者の特性に配慮した対応の在り方に関する講義を入れる。

<参考>

- ・ ハローワーク職員向けには昨年度より、埼玉労働局主催の職員研修でろう者の特性、手話言語についての研修を実施している。
- ・ 警察署をはじめとする司法の場面では、聴覚障害者に対して「手話言語通訳」「要約筆記」等、本人の必要とする意思疎通の手段を直ちに確認し、速やかに手話言語通訳者もしくは要約筆記者の派遣依頼をするよう、働きかけを行っている。
しかし、本人の意向を確認する際「筆談でよいか」と問いかけることが多く、その方法では誘導となり、本人の意思表示がしづらくなることから、問いかけにも配慮が必要。
- ・ 消防の救命士には、手話を言語とするろう者の救命対応の際、手話表示が難しい状態の時は、救命士からの簡単な手話言語の表示や絵カードを用いる等、どう対応すればいいのかといった講義が必要。

なし

② 手話言語条例が未制定の市町村への更なる働きかけを実施する。

- ・ 学習会などの機会を設け、条例の有無に関わらず、全ての市町村に参加を促し、情報交換を行うことで条例制定の働きかけを行う。

なし

③ 手話言語条例制定後における取組の実施ステップ例を提示する。

145

④ 手話サークルの情報や手話に関するイベントを県民へ周知する。

なし

⑤ 盲ろう者や重複障害に対する理解促進の啓発を行う。

- ・ 福祉事務所と連携し、ろう重複者の授産品などの販売イベント等を開催する。

146

⑥ 若年層に向けた手話講座やイベントを実施するほか、若年層とろう者の交流をさらに促進する。

139

143

145

⑦ 手話及び手話言語条例の基本理念の更なる普及施策を実施する。

- ・ 手話サークルの情報につながる QR コードを掲載した手話普及のポスターを学校に掲示する。
- ・ 聴覚障害者団体との話し合いを重ね、県や市町村の施策を進める。

149

⑧ 県職員向け手話講習会を充実させる。

- ・ 開催回数を増やすなどして、県職員向け手話講習会をさらに充実させる。

なし

⑨ 9月23日「手話の日」に関連イベントを実施する。

【学校における手話の普及等】

290

⑩ 一般の小中学校における難聴児学級に通う生徒、保護者への支援を行うとともに、難聴児学級の職員に対する手話の普及を実施する。

- ・ 小中学校の難聴児学級の保護者を対象とした手話講習会を実施する。
- ・ 難聴児学級の教員が手話を学ぶことのできる環境を整備する。

153

⑪ 福祉教育の題材として手話を取り入れるなど、学校において早期の段階から手話にふれる機会を創出する。

なし

⑫ 聴覚障害や手話に関して、小中学校へのカリキュラムの導入を働きかける。

なし

⑬ 小中学校それぞれのレベルに合わせた聴覚障害や手話に関する教材を作成、配布する。

【手話による文化芸術活動の振興】

188

⑭ デフスポーツに関する普及啓発を行う。

- ・ 企業と連携（例：サッカー手話応援など）し、デフスポーツの啓発を行う。

145

⑮ 手話による文化芸術活動の発表の場を周知するとともに、発表の機会を提供する。

- ・ 手話弁論や手話による劇等の行事開催など、文化芸術活動の発表の機会を提供する。

(2) 手話を使いやすい環境整備

【情報へのアクセス】

なし

① 盲ろう者の情報保障のための環境を整備するとともに、支援を必要とする盲ろう者の実態調査を実施する。

- ・ 盲ろうの方でどのくらいの方が支援を必要としているか、ニーズ調査を実施する。

136

② 知事の記者会見における手話通訳の配置を継続して行う。

- ・ さらに幅広く、県が作成する県民向けチラシや、観光施設や博物館等の説明書きなど、児童、生徒、学生など老若男女問わず目にするもの、訪れるところのチラシや看板などに手話動画のQRコードを貼り付け、スマホで読み取れると良い。彩の国だよりも、1・2面など主要な部分には手話動画のQRコードを貼り付けをお願いしたい。

137

③ 遠隔手話通訳サービスを充実させる。市町村役場での遠隔手話通訳サービスの利用促進を行う。

- ・ 遠隔手話サービスを24時間提供できるよう、予算の確保を検討する。
- ・ 電話リレーサービスの法人契約の実現に向けた働きかけを行う。

<参考>

- ・ 連絡手段としては、日本財団電話リレーサービスが「手話リンク」サービスの普及拡大を進めており、設置手話通訳職員の採用がない市町村や民間企業は、手話リンクを取り入れるとろう者へのサービス提供が向上すると思われる。
- ・ 手話リンクは、ホームページにタッチボタンを貼り付けて遠隔手話通訳につながり、サービスを取入れた市町村や民間企業側が料金を負担する仕組みとなっている。

138
342
345

④ 災害に備えて、ろう者を含む要配慮者に対する理解が促進されるよう、市町村への働きかけを行う。

- ・ 聴覚障害者、他障害者、妊婦、ペットを飼っている人など、それぞれに必要な配慮を盛り込んだ避難所の開設マニュアルの作成や様々な立場の方が参加した避難所開設訓練の実施を市町村に働きかける。

なし

⑤ 災害発生時におけるICT機器の活用など、ろう者に対する情報保障の環境を整備する。

- ・ 公共施設にアイドラゴンを設置し情報提供に努める。
- ・ アイドラゴンの普及、周知を図る。
- ・ 手話通訳が付いたテレビ番組を増やす。
- ・ 避難所への遠隔手話通訳サービスの設置を検討する。

【手話通訳者等の確保、養成等】

なし ⑥ 埼玉県聴覚障害者情報センターの機能強化のため、人材と予算を確保する。

121
142 ⑦ 手話通訳者の高齢化を踏まえ、若年層が手話通訳に興味を持ってもらえるような取組を実施する。

- ・ 県立大学への手話通訳者養成科の設置を検討する。
- ・ 県立高校の総合学科の福祉系の授業で手話や点字を学ぶ高校を増やす。
- ・ 県立大学の学生との手話交流会を年に複数回開催する。
- ・ 教育委員会と協力し、授業の中で手話に触れる機会を増やす取組を行う。

なし ⑧ 埼玉県としてのろう通訳制度を創設に向けた支援を行う。

なし ⑨ 手話通訳の仕事につなげるため、日常生活の中で「手話を見慣れる」環境作りを行う。

- ・ 公共番組だけでなく、様々なメディアに手話動画をつけるようアプローチを行う。

なし ⑩ 手話通訳者の身分保障の確保に向けた環境の整備を図る。

なし ⑪ 手話通訳者の働き口拡大に向けた取組を行う。

【事業者への支援】

148 ⑩ 聴覚障害者の特性や手話が言語であることへの理解促進を含めた、自治体職員以外の民間施設、病院職員、福祉施設職員に対する手話講習会を充実させる。

- ・ 鉄道やバス会社職員向けの手話講習会を開催する。
- ・ 入所施設だけでなく、在宅サービス事業者向けの手話講習会の開催を検討する。

14 ⑪ 事業者による合理的配慮の提供にあたっての情報発信・支援を行う。

- ・ 一般企業に対して具体的な合理的配慮の方法を発信する。

(3) その他

なし ① 聴覚障害者の職域の拡大を促進する。

なし ② 「聴覚障害者」に代わり、「きこえない・きこえにくい人」という表現を普及させる。

なし ③ 埼玉県庁での聴覚障害者の雇用促進を図る。

第7期埼玉県障害者支援計画（抜粋）

第5章 施策の展開

Ⅰ 理解を深め、権利を護る

2 差別解消の推進

	施策の内容	担当課
14	障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者差別解消法、同法の改正などを踏まえ、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、民間事業者等に対して普及啓発を推進します。	障害者福祉推進課

Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する

4 コミュニケーションの支援

(1) コミュニケーション手段の充実

施策番号	施策の内容	担当課
119	手話は言語であるという認識の下、ろう者とうろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。（再掲 141）	障害者福祉推進課
120	パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。	障害者福祉推進課
121 【新】	手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。（再掲 142）	障害者福祉推進課

(2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

施策番号	施策の内容	担当課
125	行政情報について、点字版、デイジー版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。	広報課 情報システム戦略課
134 【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。(再掲 286)	障害者福祉推進課
135 【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。(再掲 287)	障害者福祉推進課
136	聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。	広報課 報道長
137	ICT による遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
138	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲 342)	障害者福祉推進課 災害対策課

(3) 手話を使いやすい環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課						
139	埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。	障害者福祉推進課						
140	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。	障害者福祉推進課						
141	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。（再掲 119）	障害者福祉推進課						
142 【新】	手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。（再掲 121）	障害者福祉推進課						
143	手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。	障害者福祉推進課						
144 【新】	市町村に手話アドバイザーを派遣し、市町村の手話言語に関する条例の制定などを支援します。 <table border="1" data-bbox="236 1375 1158 1572"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1375 603 1420">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="603 1375 1158 1420">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1420 603 1572">手話言語に関する条例を定めている市町村数</td> <td data-bbox="603 1420 798 1572">【令和4年度末】 40市町 新規施策</td> <td data-bbox="798 1420 1158 1572">【令和8年度末】 ⇒ 全市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】 40市町 新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村	障害者福祉推進課
項 目	数値目標							
手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】 40市町 新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村						
145	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーン等を実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課						
146	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課						

147	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。	障害者福祉推進課
148	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課
149	職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。	障害者福祉推進課
150	ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児（ろう重複児を含む）が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。	県立学校人事課 義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
151	ろう児（ろう重複児を含む）及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
152	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。	教職員採用課 県立学校人事課 小中学校人事課 義務教育指導課 高校教育指導課 特別支援教育課
153	各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、交流を通じた相互理解について働き掛けます。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課

5 社会参加の支援

(4) パラスポーツの振興

施策番号	施策の内容	担当課
188	2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含むパラスポーツを一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。	スポーツ振興課

V 安心・安全な環境をつくる

1 療育体制の充実

(3) 難聴児の早期支援の充実

	施策の内容	担当課
278 【新】	新生児聴覚検査に係る医師会等と市町村の協議の場を設け取組を共有する等、体制整備を推進します。また、新生児聴覚検査の結果について、市町村等関係機関と情報共有を行うと共に、産科医療機関等の検査精度管理に取り組みます。	健康長寿課
279 【新】	聴覚障害児支援センターが難聴児とその家族等に対する支援や課題の共有等により、関係者の共通認識の形成や支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ります。	障害者福祉推進課
280 【新】	特別支援学校（聴覚障害）の教員の専門性向上に向けた手話講習会に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、教員等の適切な配置を行い、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。	県立学校人事課 特別支援教育課
281 【新】	医療機関からの検査依頼書や報告書等を活用し、新生児聴覚検査でリファーとなった児童に対して確認検査や精密検査が適切に実施されるよう市町村と連携して取り組みます。	健康長寿課
282 【新】	全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制の整備を目指し、公費助成を通じた受診者の経済的負担軽減を市町村に働き掛けます。	健康長寿課
283 【新】	難聴児支援に関わる多様な機関・団体等で構成される聴覚障害児支援協議会等を運営し、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育にいたるまでの流れや相互連携、多様性に対する寛容性の共有等を図ります。	障害者福祉推進課
284 【新】	難聴児及びその家族が身近な地域で療育支援が受けられるよう、言語聴覚士が配置されている事業所等への訪問支援や研修会を開催し、地域の療育体制の整備を進めます。また、補聴器の助成や聴能訓練を実施し、コミュニケーション能力の形成など健全な発達を支援します。	障害者福祉推進課
285 【新】	市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことができるよう周知します。	健康長寿課

286 【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。(再掲 134)	障害者福祉推進課
287 【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。(再掲 135)	障害者福祉推進課
288 【新】	特別支援学校の教員や特別支援学校に配置等される言語聴覚士等の専門家による専門的な立場からの難聴児の指導の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。	特別支援教育課
289 【新】	特別支援学校等の聴覚障害教育の専門性向上のため、聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や手話技術向上のための取組を実施します。	特別支援教育課
290 【新】	通常の学級に通う難聴児にも特別支援学校（聴覚障害）に通う難聴児に提供されるような支援が提供されるよう、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組を行います。また、児童発達支援センター等に配置された言語聴覚士等の聴覚障害児支援の専門性向上のための取組を行います。	義務教育指導課 障害者福祉推進課
291 【新】	軽中等度難聴児を含め、進行性難聴や一側性難聴などについても、3歳児健康診査等の際に聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる場合は精密検査の受診につながるよう市町村と連携を図ります。	健康長寿課
292 【新】	子育ての相談対応を行っている機関とも連携を図りながら、新生児聴覚検査から療育に遅滞なく円滑につながるための手引書等を活用し、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。	障害者福祉推進課
293 【新】	特別支援学校（聴覚障害）の乳幼児教育相談の支援を県内のどの地域でも受けられるよう、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携し、県内全域の支援の実現を目指した取組を進めます。	特別支援教育課

3 福祉のまちづくりの推進

(2) 公共施設などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
327	障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、バリアフリー法及び埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、バリアフリースイッチや見やすいサイン表示などの設置、視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化を推進します。	管財課 財務課

4 安全な暮らしの確保

(1) 防災対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
342	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲 138)	障害者福祉推進課 災害対策課
345	避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難行動支援体制の確立について市町村に対して助言を行います。また、避難行動要支援者名簿の策定、個別避難計画の策定・更新及び福祉避難所の整備について市町村に対し働きかけます。	災害対策課 高齢者福祉課 障害者福祉推進課

(2) 防犯対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
357	聴覚障害者をはじめとした障害者の緊急時の通信手段である「ファックス110番」やパソコン及び携帯電話のインターネット機能を活用した「メール110番」、携帯電話を使用した「110番アプリシステム」の普及・活用を図るため、積極的な広報活動を推進します。	通信指令課

令和 5 年 9 月 1 9 日

埼玉県障害者施策推進協議会
会長 佐藤 陽 様

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会
座長 石渡 和実

手話を使用しやすい環境の整備に関する施策についての意見の提出について

標記について、当懇話会における協議の結果を下記の通り、次期障害者支援計画策定に対する意見として提出します。

記

1 基本的な考え方

施策の検討に当たっては、以下の考え方を基本としています。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における各種取組を通じ、手話の普及やろう者の理解促進に努める。

(2) 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者等の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図る。また、ろう者が社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

2 盛り込む施策について

施策体系「Ⅱ地域生活を充実し、社会参加を支援する」の「5社会参加の支援」の小柱「(4)東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」に新たに1つの施策を追加する。

また、現行の5つの施策について内容を一部変更する。
施策の詳細については別紙の通り。

第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策

埼玉県手話環境施策推進懇話会からの意見より

No	第6期 施策番 号	施策内容	担当課
1	107 122	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、 <u>安心・安全に働ける環境の構築</u> に向けて、市町村を支援します。	障害者福祉推進課
2	113	IT(情報通信技術)の急速な進展に対応するため、 <u>障害特性に配慮したIT講習会の開催やITサポート推進員などの活用</u> などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
3	116	聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。 <u>また、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知</u> します。	障害者福祉推進課
4	118	ICTによる遠隔手話サービスの導入、 <u>電話リレーサービスの普及啓発</u> など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
5	282	障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、 <u>障害者対応トイレの設置や視覚及び聴覚による情報保障の整備</u> など、 <u>バリアフリー化</u> を推進します。	管財課 財務課
6	新	<u>2025年デフリンピックの周知</u> を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、 <u>ろう者スポーツを含む障害者スポーツを一緒に楽しむことができるイベント</u> などを通じて、 <u>共生社会の実現</u> を目指します。	スポーツ振興課

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例（平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号）第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 聴覚障害者支援機関の関係者
- (3) 手話通訳の関係者
- (4) 手話サークルの関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 学校教育の関係者
- (7) 障害福祉関係の行政職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日

埼玉県条例第十七号

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とが手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- 二 ろう者とろう者以外の者とは相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

- 2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

(情報へのアクセス)

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

(学校における手話の普及等)

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒(以下この条において「ろう児等」という。)

- が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。
 - 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。
 - 4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
 - 5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（手話による文化芸術活動の振興）

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（手話に関する調査研究）

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。